

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年10月14日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第3号

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程（平成4年水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「より」の次に「行い、秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、」を、「1月」の次に「（次に掲げる場合は、2週間）」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- (2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この号において「地方等育児休業」という。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6箇月に達する日以前の日である場合

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、任期を定めて採用された職員が育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第3条中「前条第1項および第2項」を「前条第2項本文」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

第4条第2項中「第2条第2項」を「第2条第2項本文」に改める。

第5条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第1号から第4号までに規定する育児休業（同号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

第5条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改め、同条第5号中「短時間勤務が」を「当該短時間勤務が」に改める。

第6条第2項中「秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田

市条例第6号。以下「育児休業条例」という。)」を「育児休業条例」に改める。

第9条第2項中「第2条第2項および第3条」を「第2条第2項本文」に改める。

第14条各号列記以外の部分中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条第1項中「第8条第1項」を「第14条」に改め、同条第2項中「第2条第2項」を「第2条第2項本文」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。